

議第176号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市伏見区竹田田中宮町34番地田中宮市営住宅の入居者であるが、当該市営住宅において犬を飼育している。この犬が人にかみ付くなど他の入居者等に危害を及ぼしていることから、本市は、相手方に対し、この犬を当該市営住宅において飼育しないよう再三指導し、警告したが、相手方は、これに従わない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、入居の承認を取り消すとともに、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとししない。</p> <p>また、相手方は、1箇月分の家賃を滞納している。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。